

# 岡山県いじめ問題対策基本方針【概要版】

## 岡山県はいじめ問題対策の重点

- 1 児童生徒のいじめの問題に対する主体的な活動を全ての学校で推進
- 2 学校園や地域と連携し、就学前の子育て研修を全ての保護者を対象に実施
- 3 様々な事情・背景に起因するいじめに関する教職員研修を全ての学校で実施
- 4 児童生徒への情報モラル指導や保護者への啓発を全ての学校で実施
- 5 積極的に認知したいじめの100%解消を目指し、組織的取組を徹底

### はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識し、対策を講じなくてはなりません。

いじめ対策は、平成25年施行の「いじめ防止対策推進法」に基づき、対応することが求められていますが、具体的な取組について岡山県では「岡山県いじめ問題対策基本方針」で示しています。

いじめ問題は、学校だけでなく、保護者・地域の方を含めた、社会全体で考え、取り組んでいくべきものです。しかしながら、子ども達が日常的に生活している学校が、いじめ問題の舞台となりやすいこと、その防止を含め、教育の担う役割が多いことなど、学校及び教職員の責任も重大であると言わざるを得ません。

全ての先生方に基本方針に示された内容をじっくり読み込み、共通理解を持って、いじめ問題に取り組んでいただきたいところですが、今回、学校が取り組むべき内容を中心に「概要版」としてまとめましたので、別途、お配りした基本方針の冊子共々、すぐに手に取って確認できる場所に置いて頂き、折に触れて取組内容の確認等に御活用ください。

平成30年3月

岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室

# I いじめ問題への対策の方針

## ■ いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

※ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど

- いじめかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場で実施。
- けんかやふざけ合いでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査。
- すぐに謝罪し、良好な関係を再構築できた場合等は、「いじめ」という言葉を使わず指導することも可能。

### 参考 いじめの定義の変遷

～平成17年度	自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの
↓	
平成18年度～	当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの
↓	
平成25年度～	いじめ防止対策推進法の定義（上記）

※ 発生件数  
→ 認知件数

## ■ いじめについての基本的な認識と考え方

### (1) 基本的な認識

<いじめは、全ての児童生徒に関係する問題>

- いじめを行わないだけでなく、助長・傍観しないよう、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童生徒が十分に理解。

<いじめは、いじめられた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為>

- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識した対策。

<いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題>

- いじめのない社会の実現のため、大人一人一人が、人権尊重の意識を持ち、学校のみならず規範意識や他者との関係づくり等を学ぶ場である家庭、児童生徒を見守り成長を育む場である地域、そして関係機関及び団体が、それぞれの役割と責任を自覚して連携。

### (2) いじめの未然防止

<学校の教育活動全体を通じて行う>

- 「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことへの理解促進。
- 豊かな情操や道徳心、人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地、自己指導能力の育成。

<いじめの背景にあるストレス等の要因に着目>

- ストレス等の改善を図り、適切に対処できる力の育成。

<児童生徒の訴える力の育成>

- 見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土づくり。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律や生活規律の定着も重要。

<教職員の資質向上等>

- いじめ問題への対策を点検・評価し、改善に生かす仕組みの確立が必要。

<情報モラルに関する児童生徒への教育や保護者への就学前からの啓発>

- スマートフォン等によるSNS等の普及に伴い、潜在化するいじめの問題への対応が必要。

### (3) 早期発見

<大人が児童生徒の小さな変化に気づく力を高める>

- 小さな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確に関わり、隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知。

<定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等>

- 児童生徒がいじめを訴えやすい環境整備、家庭、地域と連携して児童生徒を見守り、育てる意識。

<ネット上のいじめへの対応>

- 継続したSNS等の利用実態の把握と指導。

### (4) いじめへの対処

<いじめの疑いがあることが確認された場合>

- 教職員が連携した組織的な対応。
- 特定の教職員が情報を抱え込まず、直ちに情報共有した上で、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保。
- いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じた関係機関との連携。

<組織的な対応を可能とするような体制の整備>

- いじめは許すことのできない行為であることを教育委員会・校長が毅然とした態度で示すとともに、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深化。

### (5) 学校・家庭・地域の連携

<学校、家庭、地域が一体となって取組を推進>

- 児童生徒が家族や地域の大人たちとふれあう機会の充実、児童生徒の育ちへの関心。
- 大人自身が手本となって生き方を示し、好ましい環境をつくり、社会全体で見守り、健やかな成長を促進。

<学校の基本方針を家庭や地域に周知し、連携して対応>

- 学校評議員や学校運営協議会を活用し、PTAや地域の関係団体等と教職員が協議する機会の設定。
- 地域の児童生徒への関わり方についての啓発や見守り、情報提供を依頼。

<相談窓口の周知>

- 子育てに悩む家庭への就学前の早い段階からの相談・支援。

<教育委員会の支援>

- 子どもを地域の中で育てられるよう、学校と地域や関係機関等との円滑な連携を支援。

### (6) 学校等と関係機関との連携

<関係機関(児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等)との適切な連携>

- いじめ問題に対する方針の共有が必要、平素から関係機関との情報共有体制を構築。

### (7) 保護者の責務

<児童生徒に対する教育について、第一義的責任を持つ>

- 幼児期からの、人との関わり、生活習慣、規範意識などに配慮した子育て。
- 思いやりや生命を大切に作る心、善悪を判断する力、正義感、他者とのより良い関係を築く力を育むための学校園や地域と連携した指導等。

<取組への参加、協力>

- 学校や教育委員会が講ずるいじめの未然防止、早期発見、解消等の対策への参加と協力。

<スマホ等の利用を管理することは、保護者の責務>

- スマホ等の必要性を十分に検討し、持たせる場合は、トラブルから自身を守るためのルールづくり。

<発達段階に応じた良好な親子の関係づくり>

- 児童生徒が安心できる生活環境の確保、悩みを相談できる関係づくり。
- 特に思春期は、いじめへの関与も複雑化するため、親子がしっかり向き合い、少しでも心配な兆候は、学校や相談機関に迷うことなく相談。

## Ⅱ いじめ問題への対策の内容

### ■ 学校が実施すべき内容

#### (1) 学校いじめ問題対策基本方針の策定等

##### ① 基本方針の策定

- 学校は、いじめ問題への対策の基本的な方向や取組内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」として策定。
- 学校基本方針は、保護者や地域の方が内容を確認できるようホームページや学校だよりなどで公開。
- 必ず入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明。
- 学校基本方針は、年度毎に見直し、保護者や地域の方、専門家や関係機関等の参画を得た方針とし、具体的な取組について検討。
- 児童生徒の意見も取り入れ、いじめ防止への主体的かつ積極的な参加を確保。

##### ② 基本方針に基づく取組の点検・評価

- 取組状況を学校評価の評価項目に位置付けて評価し、その結果を踏まえた取組改善。

<学校評価等の評価項目に位置付けられる取組事例>

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- 定期的、必要に応じたアンケート
- 個人面談、保護者面談の実施
- 校内研修の実施 等

#### (2) いじめ対策委員会の設置

(目的) 学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及び対処等に関する措置を実効的に実施。

(構成) 学校の組織的な対応により、複数で状況を見立て。

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部の専門家等が参加。

#### (3) 学校が実施すべき取組

##### ① いじめの未然防止

###### ア 校内指導体制の確立

- 校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会を中核に共通理解し、生徒指導や教育相談体制を確立。
- 年間の学校の教育活動全体を通じた多様な取組の具体的な指導内容のプログラム化。

###### イ 児童生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成

- 互いを思いやり、生命尊重、人権尊重の意識と態度の育成のため、道徳教育や人権教育を充実。
- 児童生徒が自ら考え、生活を主体的に改善する取組を積極的に指導・支援し、自己指導能力を育成。

###### ウ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

- 授業や学級活動、ボランティアや体験活動、地域活動等で、コミュニケーション能力や社会性を育成。
- ストレスに適切に対処する力や他者と関わるために必要なスキルの定着。
- 一人一人が活躍できる活動や授業づくり、集団の一員としての自己有用感や充実感の育成、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係の構築。
- 傍観者とならず、教職員への報告や訴える力の育成、見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土づくり。

###### エ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進

- トラブルを自分たちで解決しようとする意識や自ら乗り越えていく経験。
- 「いじめについて考える週間」に合わせ、児童会や生徒会による主体的・自治的な活動の中で、いじめの防止についての取組を企画立案し、実施。

###### オ ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成

- 専門家の協力も得た、SNS等の利便性や危険性、トラブル対処法等の学習、最新技術を適切に活用できる能力や態度の育成。

###### カ 教職員の指導力の向上

- いじめ問題実践事例集等を活用し、対策を実施する際の留意点等について、教職員間で共通理解。
- 各種心理検査を活用したいじめの認知能力や対応力、学級経営力を向上。
- 発達障害、性同一性障害等、今日的な課題についての積極的な研修、共通理解に基づいた指導。
- 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないよう、指導のあり方に注意。
- 児童生徒から信頼される存在となるよう、自らの規範意識を絶えず確認。
- 学級経営や教科指導、生徒指導に関する指導力の向上。

**参考** いじめ問題をはじめとした研修に活用できる資料等

- ・ <<晴れの国おかやま>>教育資料（県総合教育センター HP内）  
URL:<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/kyouikushiryuu/index.html>
- ・ いじめ問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組（文部科学省HP内）  
URL:<http://www.mext.go.jp/ijime/index.htm>

キ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

- 特に配慮が必要な児童生徒についての、日常的に適切な支援の実施、積極的な研修。
- 保護者や関係機関等との連携、周囲の児童生徒に対する組織的な指導。

<特別な配慮が必要な児童生徒の例>

発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害等の児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒 等

ク 家庭や地域の関係団体との連携強化

- 連携して児童生徒を見守り、健全な成長を図るため、日頃からの積極的な学校公開や情報発信。
- P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題についての研修や協議の機会を設定。
- 児童生徒への関わり方を共に考え、支援する、地域ぐるみの取組を地域連携担当教員を中心に推進。

② 早期発見

ア 教職員による観察や情報交換

- 日頃から信頼関係の構築等に努め、小さな変化や危険なサインを見逃さない高いアンテナを保持。
- 気づきメモの交換やミニケース会議などの工夫、常に情報共有。
- P T Aや関係機関、放課後子ども教室や学校支援地域本部などからの情報も得られるよう、窓口の周知や情報提供を依頼。

イ 定期的なアンケート調査等の実施

- 定期アンケートや教育相談、生活ノートの活用等、児童生徒がいじめを訴えやすい環境整備。

ウ 校内の教育相談体制の活用

- 教育相談体制の整備。日頃からの頑張りへの連絡や声かけ等、気軽に相談できる関係づくり。
- スクールカウンセラー等の専門家の積極的な活用。

エ 校外の相談機関等の周知

- 学校外の相談窓口についての児童生徒や保護者に対する周知や広報。

オ SNSを含むネットの利用実態の把握と指導

- 児童生徒のネット利用実態の積極的な把握、人間関係のトラブルにならないよう指導。
- ネット上のいじめは顕在化しにくいという特性を理解し、小さな兆候や情報でも、いじめ対策委員会を中心に教職員間で情報を共有、指導を適切に実施。

**参考** いじめの認知に関する考え方

- ・ 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

平成27年8月17日 27初児生第26号 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて

③ いじめへの対処

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

- S O S 発信やいじめの報告は、多大な勇気を要することを理解し、児童生徒からの相談には、必ず迅速に対応することを徹底。
- けんかやふざけ合いなどを含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、後回しにせず、その場で止め、経緯を丁寧に聴取。
- 児童生徒や保護者からのいじめの相談や訴え、相談機関からの情報提供は、真摯に傾聴・対応。
- 行為や訴えの内容を軽視せず関わり、児童生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先に対応。
- 正確かつ迅速な事実関係の把握、事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制整備。

## イ 教職員の組織的な対応と関係機関との連携

- いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に情報を報告し、学校が組織的に対応。
- 特定の教職員が情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項に違反するおそれ。
- 情報共有後は事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定。児童生徒を徹底して守る姿勢で対応。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、必ず警察と連携。通報には至らない場合も、日頃から教育委員会や警察等へ相談、緊密に連携。

### 参考 学校が警察署に相談又は連絡する事案

- ア 学校内外における交友関係等により、悪質重大な犯罪に発展するおそれのある前兆事案
- イ 学校内外における集団暴行事案又はこれに発展するおそれのあるいじめ、暴力行為等に係る事案
- ウ 学校内外において、児童生徒の安全を確保するため、警察との連携が必要であると認められる事案
- エ 病気、けが等の正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒の安全が確認できない事案
- オ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案
- カ 児童生徒の非行その他問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、校長等が警察署長等との連携を必要と認める事案

〔岡山県警察本部との相互連携制度に関する協定書（第5条抜粋）〕

### 参考 学校を対象とした「弁護士による無料相談」

- ・ いじめ問題を含め、対応に苦慮している学校（管理職）が、法的な観点からのアドバイスを受けることができます。必要性を感じられたら、まずは所管の教育委員会に御相談ください。

## ウ いじめられた児童生徒とその保護者への支援

- 事実関係の聴取とともに、心のケアも実施。安心して学習や活動に取り組める居場所等の確保。
- 家庭訪問等で、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、情報を共有。
- 状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得て、寄り添い、きめ細かく対応できる体制づくり。
- 学校には、いじめられた児童生徒の安全・安心を確保する責任。解消に至るまで支援を継続。

## エ いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言

- いじめた気持ちや背景にも目を向け、行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育めるよう成長を支援。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を示し、必要に応じて専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、再発防止の措置。
- 保護者に正確な情報を迅速に伝え、事実に対する理解を促し、学校と連携した対応への協力を要請。
- 成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題等を解決するための具体的な対応方針を決定。

## オ いじめの事実調査

- 必要な場合には、アンケート調査等の結果から聴き取り対象者等を絞り込み、関係児童生徒を聴取。
- 事実関係や指導経緯等の情報を適切に記録し、少なくとも当該児童生徒が卒業するまで保管。転校した場合も卒業年次まで保管。ただし、重大事態は、指導要録の保存期間に合わせ、少なくとも5年間保存。

## カ 他の児童生徒への働きかけ

- 見ていた児童生徒にも、止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導。
- 同調していた児童生徒は、いじめに加担する行為であることの理解徹底。
- いじめを全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくり。

## キ いじめの解消と継続的な指導

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要。ただし、これらが満たされている場合も、必要に応じ、他の事情も勘案して判断。

- ア) いじめに係る行為が止んでいること  
いじめられた児童生徒に対する行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続している。
- イ) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

- いじめが再発する可能性が十分にあるため、教職員は、関係児童生徒を日常的に注意深く観察。
- いじめの発生を契機に、事例を検証し、再発防止のために取り組む内容を検討し、計画的に実行。

#### ク ネット上の不適切な書き込み等への対処

- ネットパトロールによる監視、定期アンケートや教育相談等による実態把握も踏まえた削除要請や指導。
- 書き込んだ児童生徒が特定できる場合は、与える影響の大きさについて、十分な認識と反省。被害児童生徒に対する精神的なケアを実施。
- 特定できなかった場合も、その都度、情報モラルや法的責任について全体に指導。

## ■ 重大事態への対処

いじめの重大事態へは、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）により対応。

### 学校の設置者又は学校による調査

- 調査は、事実と向き合うことで、事態に対処することは勿論、同種の事態の再発防止を図るための主体的な取組。
- たとえ不都合なことでも、事実に真摯に向き合い、調査組織への積極的な資料提供と再発防止に努力。

#### ① 重大事態の発生と調査

##### ア 調査を要する重大事態

- 次のいずれかに該当する場合、組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を実施。

- ア) 当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- イ) 当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある  
※年間30日が目安だが、それに至らなくとも早期に対応。

- 重大事態の申立てがあったときは、その時点での学校の判断に関わらず、重大事態が発生したものとして報告・調査等を実施。
- 私立学校に関して同様の申立てが県にあった場合、県は学校及びその設置者に速やかに通報し、関係法令及び本基本方針に沿った適切な対処を指導。

#### 参考 いじめ（疑いを含む）により、各教育委員会等で重大事態として取り扱った事例

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒が自殺を企図した場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。</li> </ul> </li> <li>② 心身に重大な被害を負った場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リストカットなどの自傷行為を行った。</li> <li>・暴行を受け、骨折した。</li> <li>・投げ飛ばされ、脳震とうとなった。</li> <li>・殴られて歯が折れた。</li> <li>・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。</li> <li>・心的外傷後ストレス障害と診断された。</li> <li>・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。</li> <li>・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。</li> <li>・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 金品等に重大な被害を被った場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。</li> <li>・スマートフォンを水に浸けられ壊された。</li> </ul> </li> <li>④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席が続き（30日には達していない）、当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 上記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。</p> <p>（出典）平成29年3月 文部科学省 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」</p> |
|---|--|

## イ 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、法の規定に基づき、知事（市町村立学校は市町村長）へ報告。

## ウ 調査の主体

- 学校の設置者は、事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断。

## エ 調査を行う組織

- 校内いじめ対策委員会を母体に、適切な専門家を加えた組織等を活用。
- 学校の設置者は、必要な指導や適切な支援を実施。

## オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確化。

## カ いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づき、背景調査を実施。
- 児童生徒の尊厳を保持しつつ経過を検証、再発防止を目指し、遺族の気持ちに十分配慮して対応。

### 参考 「緊急危機支援チーム」の派遣

- ・ 県教育委員会は、学校において児童生徒の自殺等、重大かつ緊急的な事案が発生した場合、学校の危機対応を支援するため、事案の内容に応じて、指導主事や臨床心理士等からなる支援チームを派遣します。

## ② 調査結果の提供及び報告

### ア いじめられた児童生徒やその保護者への情報提供

- 学校の設置者又は学校には、事実関係等の必要な情報の提供責任。
- 調査で明らかになった事実関係を、いじめられた児童生徒やその保護者に対して説明。

### イ 調査結果の報告

- 県立学校及び私立学校に係る調査結果は、知事に報告。
- いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合、所見をまとめた文書を結果報告に添付。

### 参考 いじめ問題関係の国の重要通知

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について  
(平成24年11月2日 24文科初第813号 文部科学省大臣官房長・初等中等教育局長 通知)
- ・ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について  
(平成25年1月24日 24文科初第1074号 文部科学省初等中等教育局長 通知)
- ・ いじめ防止対策推進法の公布について  
(平成25年6月28日 25文科初第430号 文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長 通知)
- ・ いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について  
(平成27年8月4日 27初児生第20号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 通知)
- ・ 不登校重大事態に係る調査の指針について  
(平成28年3月11日 27文科初第1576号 文部科学省初等中等教育局長 通知)
- ・ いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について  
(平成28年3月18日 27初児生第42号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 通知)
- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について  
(平成29年3月16日 28文科初第1648号 文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長、高等教育局長 通知)

**しっかり発見！ 確実に解消！！**

「岡山県いじめ問題対策基本方針」について、もっと詳しく知りたい方は…

岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室

検索

お問い合わせ先

岡山市北区内山下2-4-6 TEL.086-226-7589  
岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室